

# 約 款

## (総則)

- 第1条 発注者と受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の設計書、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの設計書、図面及び仕様書を「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 この契約に関し、設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、施工方法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。

## (工事用地の確保)

- 第2条 発注者は、工事用地その他設計図書において発注者が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

## (関連工事の調整)

- 第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

## (工程表等の提出)

- 第4条 受注者は、請負契約締結の日から7日以内に設計図書に基づいて工程表を作成して発注者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、工期が30日以内の工事にあつてはこの限りでない。
- 2 受注者は、請負契約を変更する場合においては、直ちに変更工程表を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 受注者は、発注者が請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めたときは、これに応じなければならない。
- 4 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

## (工事着手届の提出)

- 第5条 受注者は、請負契約締結の日から7日以内に工事に着手し、遅滞なく工事着手届を発注者に提出しなければならない。

## (契約の保証) (金銭的保証)

- 第6条 (A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提出
  - (3) この契約による債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第48条第3項各号に規定する者による契約の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証

を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### (契約の保証) (役務的保証)

- 第6条 (B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の100分の30以上としなければならない。
  - 3 第1項の規定により、受注者が付す保証は第48条第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
  - 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の100分の30に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

#### (権利及び義務の譲渡等の制限)

- 第7条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 注 ただし書の適用については、たとえば、受注者が第28条第2項の検査に合格した後に請負代金債権を譲渡する場合や工事に係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成11年1月28日建設省経振発第8号)又は「地域建設業経営強化融資制度」(平成20年10月17日国総建第197号、国総建整第154号)により資金を借り入れようとする場合)が該当する。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの(以下「検査済み工事材料」という。)及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
  - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をするものとする。
  - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た金銭をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第8条 受注者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### (特許権等の使用)

- 第9条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (監督員)

- 第10条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次

に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査、又は工事材料の試験若しくは検査
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面をもってこれを行わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置し、現場代理人等選任届により、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
  - (2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者、同条第3項の工事に該当する場合には専任の主任技術者をいう。以下同じ。)ただし、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者(同条第3項の工事に該当する場合には専任の監理技術者、同条第4項の工事に該当する場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者をいう。以下同じ。)
  - (3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定するものをいう。以下同じ。)
  - (4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この約款に基づく受注者の一切の権限(請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、契約の解除並びに工事関係者に関する措置に係るものを除く。)を行使することができる。ただし、工事現場の常駐について市長が特に必要ないものと認めるときは、この限りでない。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を、書面をもって、発注者に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に、書面をもって、発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に、書面をもって、受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料につ

いては、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 6 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なく、これを提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。監督員が正当な理由がないのに受注者の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、書面をもって監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合においては、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者から受注者へ支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 発注者又は監督員は、支給材料又は貸与品を受注者の立会いのうえ検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品質又は規格、若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、遅滞なく書面をもってその旨を発注者又は監督員に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者は、受注者から第2項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、受注者に対してその旨を明らかにした書面をもって当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡し場所又は引渡し時期を変更することができる。この場合においては、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料又は貸与品の引き渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用に適当でないと認めるときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 9 受注者は、工事の完成、工事内容の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を設計図

書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。

- 1 0 受注者は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 1 1 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査)

- 第16条 受注者は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責に帰すべき理由によるときは、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 2 発注者又は監督員は、受注者が第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第17条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。
- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
  - (2) 設計図書の表示が明確でないこと(図面と設計書又は仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤びゅう又は脱漏があることを含む)。
  - (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
  - (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を受注者に通知しなければならない。
- 3 第1項各号の事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの(発注者が行う)。
  - (2) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの(発注者と受注者とが協議して発注者が行う)。
  - (3) 第1項第2号に該当し設計図書を訂正する必要があるもの(発注者が行う)。
- 4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。
- 5 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以前に発注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。ただし、発注者とその期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- (1) 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。
  - (2) 第2項の規定による確認についての合意が成立した後、発注者が20日以内に工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。
  - (3) 前項において準用する次条第2項の規定による協議を申し出た後、20日以内に協議が整わないとき。

(工事の変更、中止等)

- 第18条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは請負代金額

を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

- 2 発注者は、前項の場合において、工期又は請負代金額の変更をするときは、発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 発注者は、第1項の場合において、受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 4 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第19条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第20条 受注者は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なく履行期限延長申請書を提出し工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

- 第21条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定めなければならない。
- 2 前項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更しなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- 第22条 発注者又は受注者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。
- 2 前項の規定による請求は、請負契約締結の日から12箇月を経過した後でなければ、これを行うことができない。
  - 3 発注者又は受注者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
  - 4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、発注者と受注者とが協議して定める。
  - 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
  - 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ請負代金額が不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。
  - 7 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに前項の適当な額の算定方法は、設計図書で定める。
  - 8 工期内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不相当となったときは、前各項の規定にかかわらず、発

注者と受注者とが協議して請負代金額を変更するものとする。

#### (臨機の措置)

第23条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (一般的損害)

第24条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第26条第1項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、発注者と受注者とが協議して発注者の負担額を定めるものとする。

#### (第三者に及ぼした損害)

第25条 工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

2 前項に定めるもののほか、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者と協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (天災その他の不可抗力による損害)

第26条 天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と受注者との双方の責に帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面をもって請負代金額の変更又は損害額の負担を求めることができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から請負代金額の変更又は損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事の出来形部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、現場搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第35条第2項の規定による検査又は立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、発注者と

受注者とが協議して定める。

(1) (工事の出来形部分に関する損害)

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) (工事材料に関する損害)

損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) (工事仮設物又は建設機械器具に関する損害)

損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による請負代金額の変更又は損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)

第27条 発注者は、第9条、第15条から第18条まで、第21条から第24条まで、第26条又は第31条の規定により請負代金額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査)

第28条 受注者は、工事が完成したときは、工事完成届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定により通知を受領したときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ工事の完成を確認するための検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし前2項の規定を準用する。

4 発注者又は検査員は、前2項の規定に定めるもののほか、工事施工の途中において特に必要があると認められる場合には、発注者が別に定めるところにより、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。

5 発注者又は検査員は、第2項から第4項までの検査に当たり必要があると認めるときは、工事目的物を最小限破壊して検査を行うことができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

(引渡し)

第29条 受注者は、検査に合格したときは、遅滞なく、工事完成引渡書により引渡しを申し出なければならない。この場合においては、発注者は、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

(請負代金の支払い)

第30条 受注者は、第28条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金



を支払うものとし、契約保証金がある場合は返還する。

- 3 発注者がその責に帰すべき理由により第28条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第31条 発注者は、第29条の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により、受注者に損害を及ぼし又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（前金払）

第32条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して発注者に対して請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを請求することができる。ただし、契約書において前払金をしないと定めたときは、本条の規定を適用しないものとする。

- 2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく増額した場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4（中間前払金を受けているときは10分の6）を越えるときは、発注者の指定する期限（その減額があった日から30日以内、以下本条において同じ。）にその超過額を返還しなければならない。この場合において、発注者は、第35条又は第36条の規定による支払いをしようとするときは、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 6 発注者は、受注者が超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、発注者の指定する期限を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率により計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（中間前金払）

第32条の2 受注者は、前条の規定により前払金の支払いを受けた後、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号に掲げる要件に該当するときは、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結して発注者に対して請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを請求することができる。ただし、契約書において中間前払金をしないと定めたときは、本条の規定を適用しないものとする。

- 2 受注者は、前項の請求をしようとするときは中間前払金の支払申請をしなければならない。この場合において、受注者はあらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けるものとし、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の認定申請があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 4 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に前払金

を支払わなければならない。

- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額した場合においては、その増額後の請負代金額の10分の6から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の中間前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の6を越えるときは、発注者の指定する期限(その減額があった日から30日以内、以下本条において同じ。)にその超過額を返還しなければならない。この場合において、発注者は、第35条又は第36条の規定による支払いをしようとするときは、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 発注者は、受注者が超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、発注者の指定する期限を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率により計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (保証契約の変更)

- 第33条 受注者は、第32条第4項及び第32条の2第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合にはあらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、第32条第5項及び第32条の2第6項の規定により請負代金額を減額した場合又は工事内容の変更その他の理由により、工期を短縮した場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を遅滞なく発注者に寄託しなければならない。
  - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### (前払金の使用等)

- 第34条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

#### (部分払)

- 第35条 受注者は、工事の完成前に工事の出来形部分及び検査済み工事材料(監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相当する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、契約書において部分払をしなないと定めたときは、本条の規定を適用しないものとする。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分又は検査済み材料の確認を工事出来形部分払申請書により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
  - 3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times \left( \frac{9}{10} \times \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

- 4 受注者は、第2項の規定による確認があつたときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあつた日から起算して20日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 前項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第3項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第36条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立だって引渡しを受け  
るべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の工事が  
完了したときについては、第28条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第29条  
中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第29条及び第30条中「請負  
代金」とあるのは「指定部分に相当する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の特例)

第36条の2 継続費又は債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の年度  
割の支出額(以下「年割額」という。)又は各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下  
「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 年割額又は支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の年割額又は支払限度額及び前項  
の出来高予定額を変更することができる。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特例)

第36条の3 継続費及び債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第32条  
及び第32条の2中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期  
(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第32条、第32条の2及び  
第33条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第3  
5条第1項の請負代金相当額(以下本条において「請負代金相当額」という。))が前会計年度まで  
の出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額  
を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度  
(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能とな  
る時期以前に前払金及び中間前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨  
が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第32条第1項の規定にか  
かわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当  
分を含めて前払金及び中間前払金の支払いを請求することができる。

3 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定  
額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第32条第1項の規定にかかわらず、受  
注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及  
び中間前払金の支払いを請求することができない。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定  
額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期  
限を延長するものとする。この場合において、第33条第3項の規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第37条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人  
とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する  
支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に  
対し、第30条(前条において準用する場合を含む。)又は第35条の規定に基づく支払いをしな  
ければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第38条 受注者は、発注者が第32条、第32条の2、第35条又は第36条において準用される第30条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。

2 第18条第3項の規定は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合について準用する。

(契約不適合責任)

第39条(A) 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

第39条(B) 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第39条の2 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第29条第1項又は第2項(第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、発注者がその工事目的物に係る具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等を示した書類をもって、受注者に通知することにより行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

- 第40条 第6条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条各号又は第41条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
    - (1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
    - (2) 工事完成債務
    - (3) 引き渡された工事目的物が契約不適合である場合において、当該契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
    - (4) 解除権
    - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第25条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
  - 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
  - 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の催告による解除権）

- 第41条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込がないと認められるとき。
  - (2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
  - (3) 第7条第4項の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
  - (4) 第11条第1項第2号及び第3号に掲げる者を設置しなかったとき。
  - (5) 正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

- 第41条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第7条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（大和市暴力団排除条例(平成23年大和市条例第4号。以下、本条、第43条及び第46条において、「市条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員（市条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第44条又は第44条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条の3 第41条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第41条の4 発注者は、工事が完成するまでの間において、第41条及び第41条の2に定めるもののほか必要がある場合は契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(談合等不正行為に係る契約解除)

第42条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行い、同法第61条第1項の規定による排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行い、同法第62条第1項の規定による課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（法人の場合にあつては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者）が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第43条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、市条例第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、市条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び第

46条において、「県条例」という。)第23条第1項又は同条第2項に違反したと認められるとき。

- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
  - (4) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (5) 受注者が、第1号から第3号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
  - 3 第1項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、請負代金額の10分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して発注者に支払わなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第44条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第44条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第18条の規定により工事内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第18条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6箇月を超えるときは6箇月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3箇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第44条の3 第44条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等不正行為に対する賠償金)

- 第45条 受注者は、当該契約に関して第42条各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、契約の相手方の代表であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者及び受注者の代表者は、連帯して前項の額を市長に支払わなければならない。
  - 3 第1項の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げない。
  - 4 前3項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第46条 受注者は、契約の履行に当たって、市条例第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工期に関する協議を行わなければならない。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、第20条の規定により、発注者に工期延長の請求をおこなうものとする。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工期に関する協議を行わなければならない。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、第20条の規定により、発注者に工期延長の請求をおこなうものとする。

#### (解除に伴う措置)

第47条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする

3 第1項の場合において、第32条又は第32条の2（第36条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第35条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金額及び中間前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第41条、第41条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率により計算した額の利息を付した額を、解除が第41条の4、第44条又は第44条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事完成前に解除された場合において、第15条の規定による貸与品があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事完成前に解除された場合において、第15条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事完成前に解除された場合において、工事用地等に、その所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち発注者に返還しないものを含む。）があるときは、これ搬出するとともに工事用地等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由がないのに、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、その他工事用地等を原状に復することができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分等について異議を申し出ることができなるとともに、発注者のこれに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項から第6項までに規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第41条、第41条の2、次条第3項、第42条及び第43条第1項の規定によるときは発注者が定め、第41条の4、第44条又は第44条の2の規定によるときは発注者と受注者とが協議して定める。



- 9 第41条、第41条の2、次条第3項、第42条及び第43条第1項の規定により契約を解除した場合において、発注者は、第1項の出来形部分に相応する出来形金額から次条第2項又は第43条第3項に規定する違約金、第45条第1項及び次条第1項に規定する賠償金を控除することができる。
- 10 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
  - (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第41条又は第41条の2の規定により、工事目的物の完成後に契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第41条又は第41条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、遅延日数1日につき、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額を請求するものとする。
- 6 第2項の場合（第41条の2第9号及び第43条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第49条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第44条又は第44条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(火災保険等)

第50条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく発注者に提示し

なければならない。

- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(相殺)

第51条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(紛争の解決)

第52条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関して発注者と受注者と間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による神奈川県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第53条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第54条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第55条 この約款に定めのない事項については、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）及び大和市公共工事の前払金に関する規則（昭和55年大和市規則第39号）並びに大和市請負工事等検査規程（平成19年大和市訓令第25号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。